千葉県における狩猟による獣害防除の可能性

福澤　陽

はじめに

近年、野生動物と人間活動との軋轢が世界各地で急増しており、その内容は人間の生命にかかわる問題から経済活動や生産活動にかかわる問題、日常生活に不快感を与える問題まで様々なものがある（Woodroffe et al. eds., 2005、鈴木 2007）。日本においても野生動物との軋轢はさまざまな種類のものが起こっている。なかでも、野生動物による被害問題は一般に「獣害問題」と呼ばれており、イノシシ、シカ、サルなどの中・大型哺乳類によって農作物や耕作地が荒らされるといった農業被害や人身被害が全国的に発生している（赤星 2004）。

そういった「獣害問題」の中でも野生鳥獣による農作物被害は、日本全国合わせて総被害額 200 億円前後で推移している状況にある。また鳥獣被害は営農意欲の減退や耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、 希少植物の食害、車両との衝突事故等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。このような鳥獣被害が深刻化している要因の一つとして、過疎化・高齢化等に伴う人間活動の低下が挙げられている（農林水産省 2016）。

現在、日本の人口はおよそ 1 億 2500 万人（2015 年）であるが、将来的にその総人口は、2030 年の 1 億 1700 万人を経て、2048 年には 9900 万人となり、2060 年には 8700 万人になるものと見込まれている（総務省 2016）。また生産年齢人口（15～64 歳の人口）の割合は 2010 年の 64%から減少を続け、2017 年には 60%台を割った後、2060 年には 51%になるとなるのに対し、高齢人口（65 歳以上の人口）は、2010 年の 2900 万人から、団塊の世代及び第二次ベビーブーム世代が高齢人口に入った後の 2042 年に 3878 万人とピークを迎え、その後は一貫して減少に転じ、2060 年には 3500 万人となると予測されている。そのため、高齢化率（高齢人口の総人口に対する割合）は 2010 年の 23.0%から、2013 年には 25.1%で 4 人に 1 人を上回り、50 年後の 2060 年には 40%、すなわち 2.5 人に 1 人が 65 歳以上となることが見込まれている（総務省 2014）。

このように日本全体で、今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が予測されているが、第一次産業従事者においても同様と言える。農業就業者数を見れば、1965 年では 1150 万人だったのに対し、2011 年では 260 万人にまで減少している。また漁業就業者数においては 1954 年の 79 万人をピークに 2010 年では 20 万人にまで減少している（農林水産省　2015）。

就業者の高齢化率は、農業では 2011 年においては 92%であり（農林水産省　2015)、漁業では 36%となっている（農林水産省　2013)。また現在の地方の市町村では、少子高齢化の他に生産年齢層の都市部への移動による過疎化も問題になっている（総務省 2012)。

上述したように、こういった少子高齢化や過疎化がもたらす地域における人間活動の低下は、鳥獣被害が深刻化している要因のひとつとして挙げられており、増加する野生鳥獣被害の対策として狩猟者によるイノシシやシカ、サルといった有害鳥獣の捕獲が行われている。

しかし、人口減少・高齢化の傾向は有害鳥獣の捕獲の実施者である狩猟者にも見られる。狩猟免許取得者数[1]は 1975 年の 52 万人をピークに、減少傾向にあり、2013 年では 19 万人にまで減少している。また年齢別狩猟者数においても、1975 年では 10%程度だった 60 歳以上の人口が、2013 年においては 60%以上となっており、狩猟者においても狩猟者数の減少とその高齢化が深刻になっていることが伺える（環境省)。

そこで本報告書では、日本における狩猟環境を取り巻く制度と千葉における獣害対策の整理を行い、野生鳥獣被害対策において野生鳥獣の捕獲がどのように取り上げらえているかを確認することによって、狩猟者による獣害防除の可能性について検討する。

Ⅰ．日本の狩猟に関係する主な法令

① 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

所轄省庁は環境省。鳥獣の保護と管理、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲許可、狩猟免許について定めている。

② 銃砲刀剣類所持等取締法

所轄省庁は警察庁。鉄砲や刀剣類の所持規制などについて定めている。狩猟又は有害鳥獣駆除を行う上での鉄砲刀剣類の所持等について明文されているのは、同法第三条第二項（所持の禁止)、第四条第一項及び第六項（所持の許可)、第五条の二第四項第一号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)、第十条第二項第一号（所持の態様についての制限)、第十条の二（射撃技能の維持向上)、第十条の四（鉄砲等の保管）である。

③ 火薬類取締法

所轄省庁は経済産業省、及び警察庁。装弾（実包）などの火薬類の売買・保管・消費規制等について定めている。また製造・譲渡又は譲受・消費において、製造は経済産業大臣の許可を、譲渡又は譲受・消費は都道府県知事の許可を受けなければならないが、鳥獣の捕獲もしく駆除を目的とし、火薬類取締法施行規則で定められた数量以下である場合、その限りで

はない（同法第四条、第十七条、第二十五条）。また狩猟者登録を受けた者が、登録の有効期間満了の日から一年を経過したとき、火薬類を所持している場合、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない（同法第二十二条）。

④ 鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

所轄官庁は農林水産省。市町村による鳥獣被害防止計画の作成について定めており、これにより市町村は都道府県に代わって、自ら鳥獣の捕獲の許可権限を行使することができる。また捕獲事業を適切に実施するために鳥獣被害対策実施隊を設置することができる（第九条）。また対象鳥獣の捕獲等に従事する隊員については、適切かつ円滑な実施を資するために狩猟税の軽減措置その他の必要な措置が講ぜられる（第九条第七項）。

⑤ 地方税法

所轄省庁は総務省。狩猟税、狩猟税の税率などについて定められている（同法第七百条の五十一から第七百条の六十九）。また狩猟税は、都道府県が、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、課すものである（同法第七百条の五十一）。

⑥ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令

所轄省庁は総務省。狩猟免許の取得・再交付・更新や狩猟者登録申請・登録証の再交付・狩猟者記章の再交付の手数料の標準額について定められている（同政令第百七条、及び第百八条）。狩猟免許に関しては鳥獣保護管理法第三十九条第一項、第四十一条、第四十三条、第四十六条第二項及び第五十一条の規定に基づいたものであり、狩猟者登録に関しては鳥獣保護管理法法第五十五条第一項、第六十条及び第六十一条第五項の規定に基づくものである。

⑦ 自然公園法、自然環境保全法

所轄省庁は環境省。その目的を自然の風景地の保護や自然環境の保全とともに生物の多様性の確保が含まれている（自然公園法第一条、自然環境保全法第一条）。そのため、原則として指定区域内での野生動物の捕獲若しくは殺傷、又は動物の卵の採取若しくは損傷する行為は禁じられている（自然公園法第二十条第三項第十三号、同法第二十一条第三項第九号、同法第二十二条第三項第二号、自然環境保全法第十七条第十項、同法第二二十六条第三項、第二十七条第三項第五号）。

Ⅱ．日本の狩猟免許取得者に関係する組織

大日本猟友会は狩猟道徳の向上、狩猟道徳の向上、狩猟の適正化や野生鳥獣の保護などを目的に設立された団体であり、下部組織として都道府県猟友会、支部（地区）猟友会が存在する。支部（地区）猟友会は概ね郡又は市区町村を単位として設けられている組織であるが、鳥獣被害防止計画において有害鳥獣駆除の実施に携わるなど猟友会という組織体系の中で実際的な活動を担っている。

平成 27 年度での構成員はおよそ 10 万 5 千人であり、平成 23 年における狩猟免許取得者数がおよそ 18 万 5 千人ほどであることから、狩猟免許取得者の半数以上が猟友会に所属していると思われる[2]。

また、そのほかにも、全日本狩猟倶楽部、全日本指定射撃場協会、日本猟用資材工業会などが狩猟に関係する組織として挙げられる。

図 1　猟友会の組織構成（模式図）

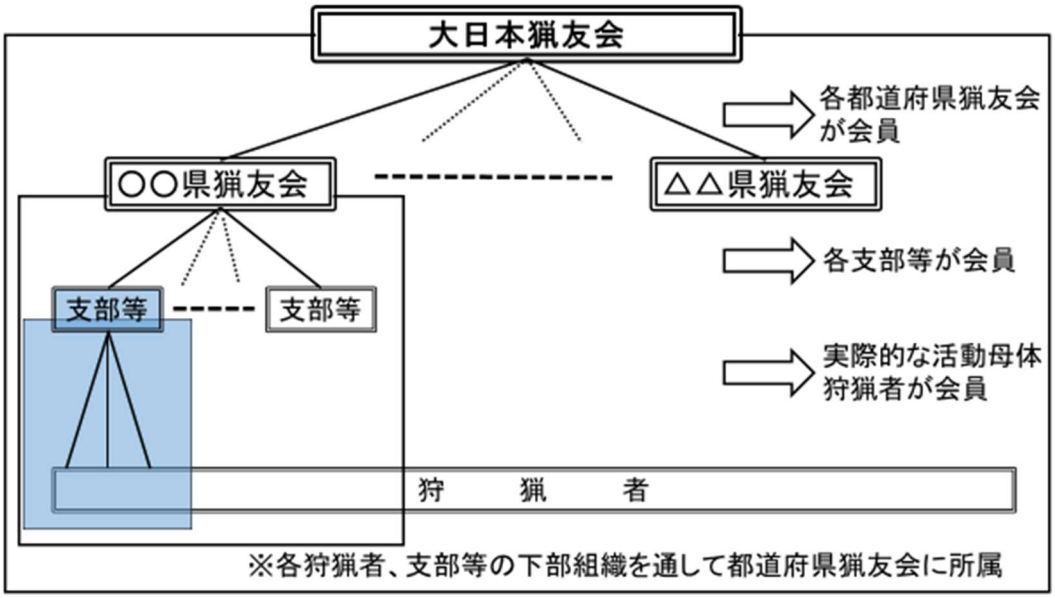

（狩猟読本より転載）

Ⅲ．日本の狩猟環境を取り巻く法制度

1867 年に大政奉還が行われ、翌 1868（明治元）年、明治政府が設立した。その後、1873（明治 6）年に現在の狩猟法制の原型とも言える「鳥獣猟規則」が施行された[3]。以下の表は以降の狩猟法制の変遷を概観したものである。

表 1　日本における狩猟制度の歴史的な展開

年代	法律など	概要
1873（明治 6）年	鳥獣猟規則	全鳥獣が狩猟対象、職猟と遊猟の区分の設置、免許鑑札制度の導入、有害鳥獣対処を地方官へ移譲、狩猟者の適格条項や猟銃の禁止区域の明示、銃猟期間の設定、毒餌および薬品を用いた猟の禁止
1892（明治 25）年	狩猟規則	猟具猟法に網・わなを追加、「狩猟」を「鳥獣を捕獲する行為」と定義、禁止猟法として爆発物・据銃・危険な罠・陥穽などの追加、猟区制度の設立、保護鳥獣の指定、
1895（明治 28）年	狩猟法	職猟と遊猟の区別の廃止、猟区制度の廃止、共同狩猟地の設立
1918（大正 7）年	狩猟法改正	野生鳥獣の原則狩猟禁止化、狩猟鳥獣の指定、各狩猟免状の設定、学術および有害駆除の許可者が地方長官または主務大臣に変更、猟区の制度化、狩猟取締官吏の設置
1929（昭和 4）年	大日本聯合獵友會（現 大日本猟友会）の設立	毛皮の収集、狩猟道徳の向上など
1935（昭和 10）年から 1945（昭和 20）年	戦時体制下の狩猟	軍事上の要請により毛皮獣の生産・配給、毛皮獣養殖所の設置、兎毛皮等配給統制規則の制定など
1963（昭和 38）年	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（鳥獣保護法）	第一条の目的と名称の一致を目的とした改称、鳥獣保護事業計画制度の創設、入猟税、狩猟免許の全国制から都道府県毎に限定、鳥獣保護区や休猟区制度の設立
1971（昭和 46）年	鳥獣保護法の管轄省庁の変更	農林省（林野庁）から環境庁（のちの環境省）へ移管
1978（昭和 53）年	狩猟者登録制度の新設	狩猟免許の効力を全国に変更
1999（平成 11）年	鳥獣保護法の改正	特定鳥獣保護管理計画の創設

2002（平成 14）年	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	条文をひらがな書き・口語体に変更、狩猟免許に係る障がい者の欠格条項の見直し、指定猟法禁止区域制度の導入、鉛製散弾の使用の制限、捕獲した鳥獣の放置の禁止、狩猟者・捕獲等許可者の捕獲数等の報告の義務化、違法捕獲鳥獣の飼養の禁止等、捕獲許可手続き
2006（平成 18 年）	鳥獣保護法の改正	網・わな免許の分離
2015（平成 27）年	鳥獣[4]の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律[5]	鳥獣の管理の追加、鳥獣の「保護」[6]及び「管理」[7]の定義の追加、「鳥獣保護計画」から「鳥獣保護管理計画」への変更、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入、住居集合地域等における麻酔銃猟の許可、狩猟免許の取得年齢の引き下げ

Ⅳ．施策体系の整理

2015（平成 27）年の「鳥獣」都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改めた際、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づけられた[8]。

表 2　鳥獣保護管理計画の区分

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

Ⅴ．千葉県における獣害対策

千葉県では現在、平成 24 年から平成 29 年までを期限とした第 11 次鳥獣保護管理計画が策定されている。またイノシシ・シカ・サルを対象にした第二種特定鳥獣保護管理計画とアカゲザル・アライグマ等を対象にした特定外来生物防除実施計画が策定されている。

ただし、そういった有害鳥獣に実際にどのような被害防止対策を実施するかは市町村に存在する自治体に委ねられており、そのために自治体毎に鳥獣被害防止計画が作成されて

いる。毎年の有害鳥獣駆除、及び鳥獣被害の防除はそれをもとに行われている。

１．各自治体の獣害防止計画における有害鳥獣対策の比較

現在、千葉県内で発生している農作物への鳥獣害の中でも、最たるものがイノシシによるものであり農業被害額の 60%以上がイノシシによるものである。

そこで千葉県において、イノシシに対する千葉県第二種特定鳥獣管理計画において、農作物被害が常態化しており、引き続き対策を行っていく被害対策地域として区分される各自治体の鳥獣被害防止計画を比較し、千葉県において行われている鳥獣被害の対策と取り組みの傾向を見てみたい。

現在、千葉県中南部の各自治体では平成 26 年度から平成 28 年度までを期限とした鳥獣被害防止計画が作成され、この計画をもとに有害鳥獣の捕獲や被害防除が実施されている。

以下の表 3 は、各自治体が被害防止計画において、従来実施されてきた鳥獣被害対策お及び防除である。

表 3 鳥獣被害防止計画で従来実施されてきた対策及び防除

自治体	従来の有害鳥獣被害対策	従来の有害鳥獣被害防除
いすみ市	猟友会による駆除、罠による捕獲	電気柵等の助成
市原市	捕獲体制の整備、市原市猟友会に委託、わな免許取得の補助、捕獲機材の導入、埋設・焼却処理、自家消費、解体処理施設の利用	有害獣被害防止対策事業（千葉県）・鳥獣被害防止総合対策事業（農林水産省）の活用、防護設置の推進、H25 度より市独自の支援制度の実施、緩衝帯の試験的整備
大多喜町	大多喜町猟友会の協力により一斉捕獲および罠による捕獲および追い払いによる被害防止の実施、埋設処理	千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金の活用により物理柵・電気柵の設置
御宿町	檻による捕獲、御宿猟友会を中心に実施、埋設・焼却処理	有害獣被害防止対策事業を活用した設置・維持管理
勝浦市	夷隅郡市猟友会および勝浦猟友会の協力による一斉捕獲および罠による捕獲の実施、罠の配布、埋設処理	鳥獣被害防止総合対策事業等の活用による設置

鴨川市	猟友会による駆除、罠等の配布	防護柵設置の推進、H18 度から牛の放牧事業
木更津市	木更津市猟友会への捕獲委託契約、捕獲経費の補助	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、木更津市有害鳥獣対策協議会を事業主体とした防護柵・電気柵の設置
君津市	君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会および君津猟友会に委託	君津市農業協同組合が事業主体、県・市が補助し、設置事業
鋸南町	協議会による捕獲、処理、捕獲機材への補助	鳥獣被害防止総合対策事業、防護柵の共同設置
袖ヶ浦市	木更津市猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊へ捕獲委託契約、捕獲経費の助成	鳥獣被害防止総合対策交付金の活用、袖ヶ浦市有害鳥獣対策協議会を事業主体として防護柵および電気柵の設置
館山市	館山市有害鳥獣対策協議会運営協力、捕獲機材の提供、協議会運営補助、狩猟免許取得経費補助	防護柵購入に関わる経費補助
冨津市	冨津氏有害鳥獣対策協議会に委託	千葉県有害獣被害防止対策事業の活用し、電気柵・金網柵の設置

以上、有害鳥獣の捕獲といった鳥獣被害対策の実施は各自治体に設置されている猟友会や対策協議会に委託していることが多く、委託された猟友会や対策協議会は被害防止計画のもとで銃や罠を使用した野生鳥獣の捕獲を実施している。また鳥獣被害の防除としては、鳥獣による被害が出る地域に対して電気柵や金網柵といった防護柵の設置が行われている。

また以下の表 4 は各自治体の中で挙げられている鳥獣被害対策及び防除における課題と今後の取り組みにおいての方針をまとめたものである。

表 4 各自治体の鳥獣被害防止計画における課題と今後の取り組み方針

自治体	被害対策の課題	被害防除の課題	今後の取り組み方針
いすみ市	罠の不足、捕獲従事者の高齢化	防護柵の設置場所、維持管理などの調整	捕獲体制の強化、侵入防止柵の設置

市原市	猟友会員の減少・高齢化、捕獲従事者の確保、町会による捕獲の推進、連携強化と役割分担の明確化、箱わなの増設、わなの適正な管理の徹底、捕獲技術の向上、埋設場所の不足、食肉利用の推進	集落単位での防護柵設置の巣信、獣害を受けにくい環境への整備	計画的な捕獲の推進、被害の発生しにくい環境づくり、対策従事者の確保・育成、集落単位での対策に取り組む体制づくり、捕獲・防護柵設置・環境の整備の連動した対策の実施、行政による支援の強化
大多喜町	猟友会会員の高齢化、狩猟免許等の取得者の減少、担い手の確保育成	防護柵の維持修繕等管理費の増大、広域的な設置	捕獲罠の増設、狩猟免許補助金の活用、捕獲者の増員、効率的かつ効果的な防護柵設置・適正な管理の指導の推進、生息環境管理の実施
御宿町	捕獲従事者の高齢化、担い手の確保・育成	防護柵の修繕等の維持管理、簡易電気柵設置の推進	檻による捕獲、有害獣の個体数の削減、防護柵等による農作物の被害防止、猟友会による実施、農地所有者等の狩猟免許取得の推進、防護柵の効率的な設置・適正な維持管理の指導の推進、その他捕獲駆除が困難な場合の追い払いや緩衝地帯の設置
勝浦市	捕獲従事者の高齢化、担い手の確保・育成	防護柵の維持修繕等の費用の増大、簡易電気柵設置の広範囲の設置の推進	捕獲による有害獣の個体数削減、防護柵等による農作物の防護の総合的な取り組み、捕獲機材の購入・貸出、農地所有者等の狩猟免許取得の推進、効率的な防護柵の設置方法、適正な管理の推進、生息環境整備の実施

鴨川市	高齢化による狩猟者の減少	合意形成等に時間がかかる	防護柵設置の指導、農家に対するわな猟免許取得の推進、イノシシ肉販売等の事業展開、その他
木更津市	従事者の高齢化、担い手の不足、従事者の確保	防護柵未設置の圃場への有害獣の移動、電気柵の更新等	有害鳥獣被害対策に対する共通認識、補助事業を活用した防護柵設置による防除の推進、体制の整備、生息環境整備として、放任果樹の除去・緩衝帯の整備の実施できる体制の整備
君津市	従事者の高齢化・担い手不足、被害地域の拡大、捕獲効率の低下、処理方法の検討、捕獲実施の安全性の確保	設置要望の増加、維持管理、事業実施にかかる時間短縮	捕獲の担い手の育成、情報提供、環境整備対策の推進、集落単位での対策の推進
鋸南町	捕獲の担い手への確保、捕獲の処理、捕獲技術の向上	高齢化による管理体制、盗難パトロールの実施	防護柵の 3 戸以上での設置、わな免許取得の推進・更新の支援、イノシシ解体処理施設の広域的な設置、被害状況調査・被害防止対策の支援、「生息環境管理」の推進
袖ヶ浦市	従事者の高齢化、担い手の不足、確保	未設置の圃場への有害獣の移動	補助事業を活用した防護柵設置による防除、効果的な捕獲実施への体制の整備、生息環境管理として緩衝帯整備や放任果樹の除去を実施できる体制の整備
館山市	事業経費の増大、捕獲者の高齢化、捕獲鳥獣数の増加、捕獲事業の安全対策	事業経費の増大、協働による設置、未設置地域への被害転移	従来対策に加え、地域ぐるみで緩衝帯の設置等の生活環境管理、関係団体との連携強化、ニホンザルの個体数の減少の努

			力、ニホンジカの生息数の調整
冨津市	捕獲隊員の高齢化及び狩猟免許取得者の減少による負担の増加、埋設処理場所の確保	未設置地域への有害獣の移動、設置後の適切な管理、集落単位での共同防除の推進	市民への啓蒙活動、防護柵の共同設置、狩猟免許の推進、野生鳥獣の住みにくい環境整備活動、タヌキ・カラス・ドバト・カルガモによる被害状況の調査・加害獣の特定

表 4 において各自治体が抱えている対策の課題として多くの自治体で挙げられているのは、有害鳥獣駆除の実施者である捕獲事業従事者の高齢化及び減少である。また防除における課題として多くの自治体で挙げられているのが修繕や維持管理などによる費用の増大である。次いで防護柵未設置地域への有害鳥獣の移動も課題として挙げられている。また今後の取り組みとして自治体毎に様々な取り組みが上げられているが、これは今後予想される狩猟者の高齢化及び減少による捕獲事業従事者の減少に対応するか、である。これには農業従事者によるわな猟免許取得が推進されており、実際に銃猟免許取得者の減少により全体的な狩猟免許取得者数は減少傾向にあるが、わな猟免許取得者に限った場合、微増傾向にある。

Ⅵ. 鳥獣害防止における狩猟行為の有効性

現在の日本の鳥獣被害対策における行政において、多くの場合、わな猟や銃猟による捕獲が有害鳥獣被害対策の一環として含まれており、狩猟という行為や狩猟者という存在は鳥獣被害対策における重要な要素であると考えられる。しかし狩猟者においても年々高齢化が進み、高齢化によって身体能力が低下し山に入れなくなったなどの理由から免許を返納するケースも多く、鳥獣被害対策という場面において行政の期待した効力を発揮してはいないというのが現状である。また千葉県が策定した鳥獣保護管理計画の中では狩猟によるイノシシやシカといった有害鳥獣の捕獲が重要視されているが、狩猟免許取得者数は 1976 年をピークに減少傾向にあり、かつ狩猟者の高齢化も進んでいる。それに伴い、鳥獣捕獲数も減少傾向にあり、鳥獣害防除における有効性も危うくなってきている。また有害鳥獣駆除

の実施を委託する際、その委託先の多くは各自治体に存在する猟友会であるが、その猟友会に所属する会員も年々高齢化と減少傾向にあり、各自治体は地元にて活動可能な狩猟者の養成という必要に迫られているため、農業従事者の狩猟免許取得の推進等を行っている自治体も存在する。しかし、地方自治体の人口減少、過疎化・高齢化と共に農業従事者の高齢化が進んでいる現状において、わなによる捕獲も現在は捕獲頭数の統計上で効果的な数値を示すことができているが、将来的に減少していくものと思われる。

以上から、先に挙げたように少子高齢化、生産年齢人口の都市部への移動に伴う地方市町村の過疎化、農業従事者の高齢化といった理由から千葉県における獣害対策という場面において狩猟行為の有効性はますます低下していくものと考えられる。

注

[1] 網猟免許、わな猟免許、第 1 種銃猟免許、第 2 種銃猟免許を含む。また網猟免許、及びわな猟免許は 2007（平成 19）年に網・わな猟免許から区分された。

[2] 狩猟免許取得者の半数以上が所属していると思われるが、狩猟期に狩猟を行う上で必ずしも猟友会に所属する必要はない。狩猟免許取得者が狩猟を行う上で必要な手続きは有効な狩猟免許を所持し、狩猟を行う予定の都道府県知事に対して狩猟者登録を受ける必要がある（鳥獣保護管理保護法第五十五条）。

[3] 江戸幕府から明治政府に変わり、1873（明治 6）年の鳥獣猟規則の施行まで、無法状態だったわけでなく、法制上では江戸幕藩法における狩猟法制が継続されていたと思われる。

[4] 鳥獣保護管理法では、「鳥獣」を「鳥類、または哺乳類に属する野生動物」と定義し、対象となる鳥獣は鳥類、哺乳類に属するすべての野生生物である（鳥獣保護管理法第一条第一項）。

[5] その目的は、「鳥獣の保護及び管理並び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」である。また、2015 年の改正の際に、その数が著しく増加、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業、または生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理が加えられた。

[6] 2015 年の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の一部改正に伴い、新たに「保護」の規定が加えられた。その中で「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全、または農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させること。またはその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することと規定されている。

[7] 2015 年の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の一部改正に伴い、新たに「管理」の規定が加えられた。その中で「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全、または農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることと規定されている。

[8] 鳥獣保護管理法第 3 条、同法第 4 条、同法第 5 条、同法第 6 条、同法第 7 条。

参考文献等

赤星　心

2004　「『獣害問題』におけるむら人の『言い分』: 滋賀県志賀町 K 村を事例として」『村落社会研究』10（2）: 43-54。

赤城　壮、友田　安雄、江原　秀典、林　民夫

1984　『改訂　鳥獣保護制度の解説』鳥獣保護研究会編、大成出版社。

伊吾田　宏正

2013　「日本の狩猟と野生動物管理」『動物管理のための狩猟学』梶光一、伊吾田宏正、鈴木正嗣編、朝倉書店。

小柳　泰治

2015　『我が国の狩猟法制――殺生禁断と乱場』青林書院。

環境省

2002　「自然公園法」http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO161.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2002　「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」http://science.shinshu-u.ac.jp/~chemstaff/Ohki/horei/H140712h88.htm（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2013　「自然環境保全法」http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO085.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2015　「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO088.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2015　「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施工規則」

n.d.　「年齢別狩猟免許所持者数」https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/menkyo.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

n.d.　「種別狩猟免許所持者数」https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/syubetu.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

経済産業省

1950　「火薬類取締法」http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO149.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

警察庁

1958　「銃砲刀剣類所持等取締法」http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33HO006.html（最中閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

鈴木　克哉

2007　「下北半島の猿害問題における農家の複雑な被害認識とその可変性 : 多義的農業における獣害対策のジレンマ」『環境社会学研究』（13）：184-193。

総務省

1950　「地方税法」http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO226.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2012　「第 1 部　特集　ICT が導く震災復興・日本再生の道筋　第 2 節　グローバルに展開する ICT 市場　（2）少子高齢化・人口減少社会」『情報通信白書平成 24 年度版』http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc112120.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2012　「第 1 部　特集　ICT が導く震災復興・日本再生の道筋　第 2 節　グローバルに展開する ICT 市場　（3）三大都市圏への人口集中と過疎化の進展」『情報通信白書平成 24 年度版』http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc112120.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2015　「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12SE016.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2016　「第 1 部　特集　IoT・ビッグデータ・AI～ネットワークとデータが創造する新たな価値～　第 1 節　少子高齢化等我が国が抱える課題の解決と ICT　1　我が国の経済成長における課題　（1）人口減少社会の到来」『情報通信白書平成 28 年度版』http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc111110.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

大日本猟友会

2016　『狩猟読本』大日本猟友会。

千葉県

2015　「第 11 次鳥獣保護管理事業計画」https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/choujuu/jigyoukeikaku/documents/11-keikaku-tyoujuu.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2015　「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/choujuu/jigyoukeikaku/documents/1-keikaku-inosisi.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2016　「有害鳥獣による農作物被害状況（Ｈ２３～２７）」農地・農村振興課、https://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/choujuu/yuugai/documents/h27higaijoukyounosuii1.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県いすみ市

2014 「いすみ市鳥獣被害防止計画」http://www.city.isumi.lg.jp/business/%E3%81%84%E3%81%99%E3%81%BF%E5%B8%82%E9%B3%A5%E7%8D%A3%E8%A2%AB%E5%AE%B3%E9%98%B2%E6%AD%A2%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県市原市

2014 「市原市鳥獣被害防止計画」https://www.city.ichihara.chiba.jp/kanko/nourinngyo/yasei_higai/yugaichojyu.files/higaibousikeikaku.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県大多喜町

2014 「大多喜町鳥獣被害防止計画」http://www.town.otaki.chiba.jp/index.cfm/11,436,c,html/436/20140624-143101.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県御宿町

2014 「宿町鳥獣被害防止計画」http://www.town.onjuku.chiba.jp/content/files/2014higaibousi.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県勝浦市

2014 「浦市鳥獣被害防止計画」http://www.city.katsuura.lg.jp/div/nourin/pdf/keikaku/choujuuhigaiboushi-keikaku.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県鴨川市

2014 「鴨川市鳥獣被害防止計画」http://www.city.kamogawa.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/19/download01_16218-370181190-9136.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県木更津市

2014 「木更津市鳥獣被害防止計画」http://www.city.kisarazu.lg.jp/resources/content/171/20140604-151200.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県君津市

2014 「君津市鳥獣被害防止計画」https://www.city.futtsu.lg.jp/cmsfiles/contents/0000000/692/futtsushityouzyuuhigaiboushikeikaku.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県鋸南町

2014 「鋸南町鳥獣被害防止計画」http://www.town.kyonan.chiba.jp/kyonan/wp-content/uploads/2014/02/%E9%8B%B8%E5%8D%97%E7%94%BA%E9%B3%A5%E7%8D%A3%E8%A2%AB%E5%AE%B3%E9%98%B2%E6%AD%A2%E8%A8%88%E7%94%BB.

pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県袖ヶ浦市

2014 「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」https://www.city.sodegaura.lg.jp/uploaded/attachment/7336.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県館山市

2014 「館山市鳥獣被害防止計画」http://www.city.tateyama.chiba.jp/files/300237837.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

千葉県富津市

2014 「富津市鳥獣被害防止計画」https://www.city.futtsu.lg.jp/cmsfiles/contents/0000000/692/futtsushityouzyuuhigaiboushikeikaku.pdf（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

農林水産省

2013 『漁業センサス』http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/report/index.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2015 『農林業センサス』http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/280624.html（最終閲覧日 2017 年 2 月 5 日）。

2016 「鳥獣被害の現状と対策」http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/attach/pdf/index-13.pdf（最終閲覧日 2 月 5 日）。

Woodroffe,R.,S.Thirgood and A.Rabinowitz（eds.）

2005 *People and Wildlife:Conflict or Coexistence?*,New York:Cambridge University Press.